

日野川用水土地改良区だより

(題字 故美濃美雄初代理事長書)

発行者 日野川用水土地改良区
(水土里ネット日野川用水)
第29号 令和7年5月



▲水田に写る日野山（越前市中平吹町）

CONTENTS

- ◆ 第34回通常総代会 1～2
- ◆ 令和7年度予算・令和5年度決算のあらまし 3
- ◆ 管理課だより 4
- ◆ 日野川用水食農体験学習塾、先進地視察研修 5
- ◆ お知らせと土地改良区からのお願い 6～7

～ありがたい 水の恵み 日野川用水～



水・太陽・人の和

日野川用水土地改良区

〒915-0056

福井県越前市向新保町 45-66

電話 0778-21-3311 / FAX 0778-21-3312

URL : <https://www.hinogawayousui.jp>

E-mail : info@hinogawa.com



HP



LINE

第34回 通常総代会

令和7年3月26日（水）、サンドーム福井において、第34回通常総代会を開催しました。
(総代85名中69名出席)

◆杉本理事長あいさつ

本日は、日野川用土地改良区の第34回通常総代会を開催しましたところ、皆様には大変お忙しいところご出席くださりましてありがとうございます。また、県農林水産部小堀副部長様をはじめ、ご来賓の皆様には、ご公務のお忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。

総代の皆様方には平素より、当土地改良区の事業運営など業務全般にわたりご指導、ご支援をいただいておりますこと心よりお礼申し上げます。



▲杉本理事長挨拶

さて、福井地方气象台によると、2024年の福井の平均気温はこれまでで最高だった2023年を上回り16.4度と、1897（明治30）年の統計開始以来で最高となり2年続けて記録が塗り替わりました。

昨年10月初めには榊谷ダムの貯水率が32%を切るまで減少しましたが、榊谷ダムやパイプラインのおかげで、日野川用水管内は高温、渇水を避けることができたものと確信しているところです。

一昨年から懸案となっている八乙女頭首工取水口への土砂流入、堆積の問題については、県や国の支援をいただき、令和6年度も堆積した土砂を撤去しました。

今後も根本的な解決のため、県、国と協議してまいります。

また、土地改良法が改正され、土地改良区による農業水利施設などの保全管理を後押しする新たな支援制度が設けられるのと、市町その他関係者と連携して「水土里ビジョン（連携管理保全計画）」を策定する仕組みが創設されます。日野川用水のパイプラインも平成18年に運用を開始していますが、工事の開始から数えると30年を超えるような施設もあり、制度を活用して老朽化への対応もしていかなければなりません。

福井市、鯖江市、越前市、南越前町や県、農水省と連携を密にして、組合員、土地改良区のため尽力いたしたいと思っております。

終わりに、組合員の皆様の、今後ますますのご活躍とご健勝をお祈り申し上げ、挨拶いたします。

◆議事

開会にあたり、杉本理事長が挨拶し、来賓の福井県知事代理 小堀健司 農林水産部副部長に祝辞をいただきました。続いて、宮崎雅夫 参議院議員からお祝いのビデオメッセージをいただきました。

議長に越前市北町 片岡耕治 氏を選出し、提出議案9案件について、審議・採決を経て、いずれも原案どおり可決決定されました。



▲福井県知事代理 小堀農林水産部副部長



▲議長 片岡 耕治 総代



▲採決の様子

■議案

- 報告第1号 令和7年度配水計画について
- 議案第1号 定款の一部変更について
- 議案第2号 規約の一部変更について
- 議案第3号 令和6年度一般会計及び特別会計収支補正予算について
- 議案第4号 令和7年度事業計画並びに一般会計及び特別会計収支予算について
- 議案第5号 令和7年度賦課金の賦課及び徴収について
- 議案第6号 令和7年度取扱金融機関の指定について
- 議案第7号 令和7年度積立金繰替運用について
- 議案第8号 令和7年度地区除外決済金について
- 議案第9号 令和7年度地区加入金について

※議案第7号は一般会計・特別会計に資金不足が生じた場合に積立金(地区除外決済金、維持管理基金)より繰替えて運用するものです。

◆令和7年度 日野川用水土地改良区配水計画

八乙女頭首工 (主幹線用水路、左岸幹線用水路、右岸幹線用水路)

期 間	最大取水量	最大使用水量	年間総取水量
3/26 ~ 4/25	2.164m ³ /s	2.164m ³ /s	86,760,000 m ³
4/26 ~ 5/20	7.422m ³ /s	7.422m ³ /s	
5/21 ~ 7/31	7.037m ³ /s	7.037m ³ /s	
8/ 1 ~ 9/25	7.759m ³ /s	7.759m ³ /s	
9/26 ~ 3/25	2.067m ³ /s	2.067m ³ /s	

関係土地改良区：南条、武生王子保南部、武生王子保中部、日野、武生広瀬、武生西部、武生吉野瀬、
鯖江日野川西部、福井朝日、清水、松ヶ鼻の一部、武生味真野、今立、鯖江東部の一部、鯖江片上

松ヶ鼻頭首工 (中央幹線用水路)

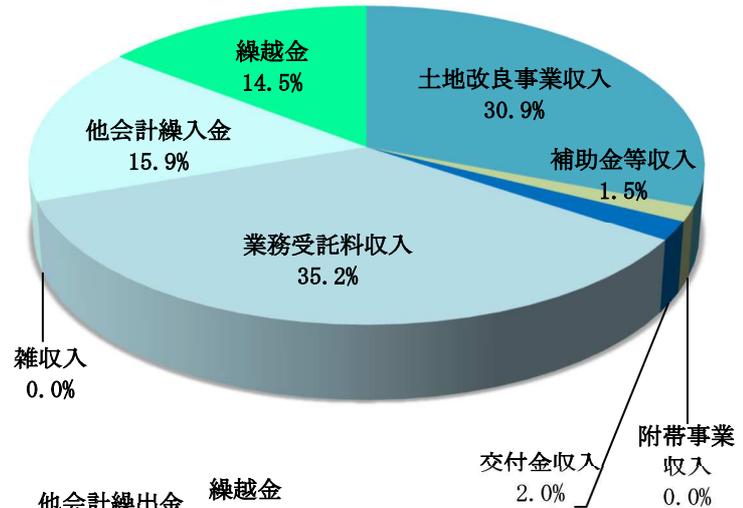
期 間	最大取水量	最大使用水量	年間総取水量
4/26 ~ 5/20	3.121m ³ /s	3.121m ³ /s	49,100,000 m ³
5/21 ~ 7/31	3.295m ³ /s	3.295m ³ /s	
8/ 1 ~ 9/25	3.475m ³ /s	3.475m ³ /s	
9/26 ~ 4/25	1.220m ³ /s	1.220m ³ /s	

関係土地改良区：松ヶ鼻、鯖江下新庄、鯖江八ヶ用水、鯖江新横江、鯖江河端、鯖江東部、鯖江鳥羽、主計、麻生津

令和7年度予算のあらまし

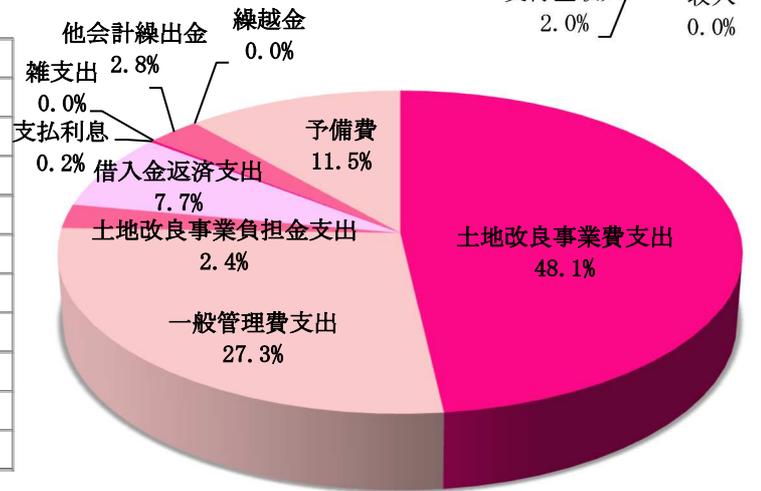
【一般会計 収入の部】

科 目	予算額(千円)
土地改良事業収入	91,085
附帯事業収入	71
補助金等収入	4,382
交付金収入	5,851
業務受託料収入	103,851
雑収入	66
他会計繰入金	46,549
繰越金	42,799
合 計	294,654



【一般会計 支出の部】

科 目	予算額(千円)
土地改良事業費支出	141,720
一般管理費支出	80,568
土地改良事業負担金支出	7,054
借入金返済支出	22,523
支払利息	527
雑支出	100
他会計繰出金	8,201
繰越金	1
予備費	33,960
合 計	294,654



【特別会計】

- 地区除外決済金 79,550 千円
- 退職給与積立金 52,247 千円
- 維持管理基金 57,590 千円
- 小水力発電事業 83,046 千円

令和5年度決算のあらまし

【一般会計 収入の部】

科 目	決算額(円)
土地改良事業収入	109,315,292
附帯事業収入	314,000
補助金等収入	16,041,286
交付金収入	5,000,000
業務受託料収入	137,233,000
雑収入	91,528
他会計繰入金	31,863,612
繰越金	30,527,744
合 計	330,386,462

【一般会計 支出の部】

科 目	決算額(円)
土地改良事業費支出	168,626,882
一般管理費支出	65,075,942
土地改良事業負担金支出	9,319,000
借入金返済支出	39,519,856
支払利息	1,741,024
雑支出	3,380
他会計繰出金	7,349,238
繰越金	38,751,140
合 計	330,386,462

(※当土地改良区は決算総代会が7月開催の為、令和5年度の決算を掲載しましたのでご了承下さい。)

管理課だより

◆施設の維持管理報告

<八乙女頭首工堆積土砂撤去工事>

令和4年8月の豪雨災害から2年6ヶ月以上が経過していますが、現在も豪雨の影響と思われる土砂が八乙女頭首工全体に流入し続けています。このため、頭首工の上下流部および沈砂池に大量の土砂が堆積し、ゲート開閉及び用水取水への悪影響があったため、大規模な土砂撤去工事を行いました。堆積土砂約1万 m^3 を撤去し、安定した取水や適正な頭首工管理を行うことができるようになりました。



▲下流堆積土砂撤去前（左岸から右岸方向）



▲上流堆積土砂撤去工事中（上流から下流方向）



▲土砂積込運搬（近景）



▲下流堆積土砂撤去工事中（下流から上流方向）

<パイプライン漏水調査緊急点検>

令和7年1月末に埼玉県八潮市において下水道管の破損が原因と考えられる道路陥没事故が発生したことから、当土地改良区が維持管理を行っている口径800mm以上のパイプライン路線の緊急点検を実施しました。点検の結果、パイプラインからの漏水事例はなく、地元町内からの通報等も今のところありません。当土地改良区では月に一度、大口径パイプライン（幹線用水路）の目視による漏水調査を行っていますが、過去に日野川用水中央幹線パイプライン（口径1800mm）からの漏水事例もあることから、なお一層の監視体制を強化してまいります。



▲中央幹線パイプライン漏水事例（令和元年撮影）



▲漏水補修工事状況（令和元年撮影）

日野川用水食農体験学習塾 ～水と緑のふれあいフェスタ'24～ 開催



▲日野川用水第2発電所の見学

令和6年6月20日(木)に日野川用水の機能や「水」の大切さ、土地改良区の果たしている役割について理解を深めてもらうため、日野川用水食農体験学習塾「水と緑のふれあいフェスタ'24」を開催しました。

今年は南越前町立南条小学校4年生52名が参加し、榊谷ダムや八乙女頭首工、日野川用水第2発電所などを見学しました。午後からは晴天の青空の下、パイプラインによる自然圧の噴水を見学し、お米を使った「ポン菓子」作りを体験しました。

先進地視察研修

令和6年10月30日(水)に富山県の南砺市土地改良区へ総代、事務局合わせて24人が参加し、土地改良区の運営状況や施設の管理状況について説明を受けました。今回の研修を生かし、今後の当土地改良区が管理する施設の維持管理及び運営等の参考にしてまいります。



▲総代研修の様子(南砺市土地改良区)



▲南砺市池田地区のため池

～管理課からのお願い～

降雨の際は末端吐出口や給水栓を閉めていただきますようご協力をお願いします。バルブを閉めていただくことで、頭首工における取水量が低下し、河川から流れてくるパイプラインへのゴミの流入を減らす事ができるため、除塵機やパイプラインなどの土地改良施設の長寿命化につながりますのでご理解とご協力をお願いします。

また、パイプラインの漏水補修工事等の影響により末端吐出しバルブから用水が出てこない場合につきましても、バルブをお閉めになり、工事及びパイプラインの充水完了をお待ちいただきますよう、ご協力をよろしくお願いします。バルブを開いたままですと充水及び復旧に時間を要することになります。工事の完了時期等、ご不明な点がございましたらお気軽に管理課までご連絡ください。



お知らせ

◆水管理調整委員会委員の変更

土地改良区名	新委員	前委員
日野	佐治 覺次	川端 保郎

◆事務局組織



本年4月1日より、上木真吾専務理事の退任に伴い、福井県を退職された武田真晃氏が事務局長に着任しました。今後とも宜しくお願いします。

職員募集

日野川用水土地改良区では、管理課の人員として経験のある方を募集しております。ハローワークを通じてお申し込みください。

◆公式ホームページ及びLINE公式アカウントについて

公式ホームページにおいて、当土地改良区の活動状況等を掲載しています。また、最新の水管理状況につきましては、LINE公式アカウントにて定期的に配信していますので、下記QRコードを読み込みの上、是非ご覧ください。

LINEの友達登録について ① 下記のQRコードを読み込む ② ○で囲った「追加」をタッチする



組合員のみなさんの質問にお答えします。

Q1 法務局や農業委員会での手続きは完了しましたが、組合員の変更がされていないのはなぜですか？

A1 公的機関や農協等で手続きを行っても、土地改良区への届出がなければ、土地原簿及び組合員名簿は変更されず従来のまま組合費が賦課されますので、当土地改良区へも必ずお手続きください。なお、賦課基準日は毎年4月1日となっておりますが、賦課組合員・賦課面積を確定し、新年度台帳を反映するために、**毎年2月20日までに申請**していただきますようお願いいたします。

(組合員資格得喪通知書・農地転用等の通知書・地区除外申請書)

Q2 賦課金は、転作地や休耕地にもかかるのですか？

A2 当土地改良区の賦課金は、水道代のように使用水量により賦課されるのではなく、施設の工事費や維持管理費等に必要経費を面積により算定されていますので、転作地や休耕地であっても賦課金がかかります。

Q3 道路などの公共用地として県や市に譲渡した場合はどうすればよいですか？

A3 道路や河川など公共用地として買収され、または寄付した土地についても届出がなければ従来どおり賦課されてしまいますので、地区除外の申請をしてください。

—田んぼのこと、土地改良区のこと、相続される次の世代に継承しましょう—

土地改良区からのお願い

令和7年度賦課金について

<納入期限>

1期分

令和7年 **6月30日**

經常賦課金 全区域 10アール当り 1,350円
(国営地区も含む)

2期分

令和7年 **12月15日**

特別(事業)賦課金 県営中央地区 10アール当り 815円
県営左岸地区 10アール当り 1,580円

分割納付される方は、
2期分の納付書を12月まで
大切に保管して下さい。

賦課金の完納に
ご協力をお願いします。



納期が過ぎると延滞金がかかります

— 賦課金は土地改良区の健全な運営の基本です —

※振込手数料がかかる場合は各自ご負担願います。

※農協での口座振替手数料は当土地改良区負担となります。

全期前納も可能です。ご希望の方はお問合せください。

自動口座振替をご利用の方は、**納期前には必ず残高の確認**をお願いします。

※經常賦課金・・・土地改良区の運営費及び施設の維持管理費 特別賦課金・・・事業負担金

こんな時には必ず届け出を

(届出がない場合には従前の人に賦課金がかかります。)

申請書様式は
ホームページからも
ダウンロードできます。

組合員の資格等に

変更があった場合

- ◎農地の移動(売買・賃貸借・交換等)
- ◎農業者年金等による経営移譲
- ◎生前一括贈与または死亡による名義変更
- ◎住所、振替口座等の変更

※届出は自署でお願いします。

農業振興地域を

除外したい場合

- ◎土地改良区の地区内で農業振興地域除外の申請を各市町の農業委員会へ提出した時

農地を転用したい場合

- ◎田んぼを宅地等への転用
- ◎公共用地(道路等)買収による転用

※農地を転用する場合は、転用決済金(地区除外決済金)を納付して頂くことになっていますが、**申請は毎月20日までに**提出願います。

令和7年度地区除外決済金

国 営 直 接 区 域	10a	40,500円
県 営 中 央 地 区 区 域	10a	40,500円
県 営 右 岸 地 区 区 域	10a	40,500円
県 営 左 岸 地 区 区 域	10a	42,800円

※決済処理をした翌年度より賦課金がかからなくなります。申請がないと転用後も賦課金がかかります。

農地は食料を生産し環境を維持する大切な土地です。

みんなで農地を守りましょう!

ご意見・お問い合わせは当土地改良区まで

日野川用水中央管理所への案内図

